

おしらせHOTコーナー

やしお文芸特集

作品募集

広報やしお11月号に「やしお文芸特集」を掲載しますので、作品を募集します。応募された作品は、選者が選考し、添削のうえ掲載します。

☑市内在住・在勤・在学の方

☑短歌および俳句（未発表のものに限る）

☑短歌・俳句あわせて1人3点まで応募可

☑はがきに氏名・住所・電話番号・年齢・作品（いずれも漢字には必ずふりがなをふる）を記入し、9月30日（消印有効）までに、秘書広報課（☎0373）へ（電子メール不可）

※掲載作品には、投稿者の氏名を掲載します。

※応募された作品は返却しませんのでご了承ください。

特定健診を受けましょう

食べ過ぎや運動不足など不健康な生活習慣は、糖尿病をはじめとする生活習慣病の原因となります。生活習慣病は、初期に自覚症状がないことが多いため、毎年特定健診を受診して、健康状態をチェックしましょう。

特定健診などの受診で八潮市
ハッピーこまちゃん健康マイレージ
のポイントが貯まります！



☎特定健診について

国保年金課☎0214

健康マイレージについて

保健センター☎995-3381

法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

賃料増額請求

事例

私は、家賃月5万円の借家に住んでいます。ところが、先日、家主さんから、「来月から家賃を月9万円に値上げする。払えないなら出て行ってくれ」と言われました。確かに月5万円は、駅近の割に安いと思っていましたが、同じエリアの同種アパートの家賃相場を考えても、月7万円が妥当だと思います。私は、家主さんの言うとおり来月から月9万円支払わなければならないのでしょうか。

回答

建物や敷地の価格やそれに対する税額が上昇したり、家賃が付近の同種建物の相場と比べて不相当に安かったりするとき、反対の特約がない限り、家主は、家賃の増額請求をすることが可能です。具体的には、家主による増額の意思表示が借主に到達した時点で、（暫定的に）増額の効果が生じるとされます。しかし、増額請求後の家賃は、家主の一方的意向だけで決まらず、最終的に「客観的に相当な額」となります。この金額は、当事者間の協議で決めることとなりますが、協議が不調の場合、裁判所での「調停」で決めることとなります。「調停」も不成立の場合、「裁判」で決めることとなります。

「客観的に相当な額」が決まるまでの間、法律上は、借入自身が相当と考える額の家賃を支払えば、それが、後に決めた「客観的に相当な額」と比べ不足していたとしても、家賃の一部不払いを理由に賃貸借契約を解除されることはありません（ただし、不足額については、年1割の利息を付して支払う必要があります）。

事例では、家主主張の9万円ではなく、借主自身が「客観的に相当な額」と考えている7万円を支払えば、家主から、家賃不払いを理由に契約を解除され立退きを求められることはありません（最終的に決まる「客観的に相当な額」との差額の支払いが必要になることは前述のとおり）。

もっとも、家主が「9万円でなければ受領しない」として、家賃の受領を拒絶する場合があります。この場合、借主は、法務局に家賃を供託しないと、家賃不払いで契約を解除されるおそれがありますので、その点注意が必要です。

☎埼玉弁護士会越谷支部☎962-1188 黒澤洋介（弁護士）

ふれあい福祉コーナー

児童扶養手当などの支援事業

①児童扶養手当

18歳まで（一定の障がいのある場合は20歳未満）の子どもを育てているひとり親家庭などに対し、手当を支給します。

申請者や同居者の所得により、手当が支給されないことがあります。※公的年金を受給する方は、年金額が児童扶養手当より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

【手当額の変更】
4月分から手当額が変更されました。現在交付中の証書には、改定前の金額が記載されていますので、ご

注意ください。
全部支給額 4万2910円～4万3160円

一部支給額 4万2900円～1万1200円

児童扶養手当を受けている方は、8月の現況届が必要となります。

②ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭または、その子どもを育てている養育者家庭などに対し、医療費の一部を助成します。※所得制限あり

③ひとり親家庭自立支援事業

児童扶養手当の受給者または同等

の所得のひとり親家庭における父母の自立を支援します。
●教育訓練給付金
医療事務、簿記など、就業に必要な資格を取得するために、受講費用の6割相当額（上限20万円）を助成します。

●高等職業訓練促進給付金
専門的な資格（看護師、保育士など）を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合に課税世帯月額7万500円、非課税世帯月額10万円を助成します（上限4年のうち最後の1年は4万円増額）。助成を受けるには事前に相談が必要です。※支給期間、月額は申請した年度により異なる場合があります。

④母子および父子並びに寡婦福祉資金

ひとり親家庭のお母さん・お父さんと寡婦の方に、お子さんの学費な

ど各種資金をお貸しします。貸し付けには審査があります。
●特別児童扶養手当
精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方に手当を支給します。

【手当額（月額1人あたり）】
1級（重度）：5万2500円
2級（中度）：3万4970円
※物価の変動に応じて手当額が決められており、令和2年4月分から変更になっていきます。

※子どもが児童福祉施設などに入所している場合は、手当が受けられないことがあります。
また、申請する方や同居している方の所得によっては、手当の支給が停止になることがあります。

☎①子育て支援課☎0209、☎②東部中央福祉事務所☎048・737・2359、☎③障がい福祉課☎0428

図書館 だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。

■一般書
「死者との対話」 石原慎太郎 著

「少年と犬」 馳星周 著

「妖の掟」 菅田哲也 著

「カケラ」 湊かなえ 著

「こんぼるいろ、彼方」 椰月美智子 著

「星に仄めかされて」 多和田葉子 著

■児童書
「花を楽しむ野菜図鑑」 岩槻秀明 著

「まっくらいたちのレストラ」 島本理生 著

「さがす」 長倉洋海 著

「教室の日曜日」 村上山いこ 著

「雨女とホームラン」 田中六大 著

「吉野万里子」 嶽まいこ 著

■8月の上映会の日

○八條図書館
▼児童向け11月2日(日)・9日(日) 午前11時～、23日(日) 午後2時～▼一般向け11月16日(日)・30日(日) 午後2時～

○八幡図書館
▼児童向け11月9日(日)・23日(日) 午後2時～

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

■8月の休館日
八幡・八條図書館
3日(月)・11日(火)・17日(月)・24日(月)・31日(月)

駅前出張所図書窓口
毎週土・日曜日、10日(祝)

八幡☎995-6215
八條☎994-5500